

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

赤 村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 赤村地域

(1) 現況

本地域は、棚田等において稲作経営が行われている農業が基幹産業の地域である。

農業は赤村における重要な産業であるが、農業就業者数が減少しており農業従事者の高齢化、後継者不足と農村地域での耕作放棄地が増加している。

認定農業者等担い手や集落営農組織の育成を推進し、今後さらに強い農業経営体を創出するための法人化等が課題となっている。

また、食の安全性に対する消費者のニーズが高まり、食育の重要性が浸透しつつあるなか、有機栽培等の付加価値の高い農業や野菜、果樹、花卉等の高収益型園芸作物の生産を計画的に進めるとともに、本村で生産された農産物を村内の学校給食で消費するなど地産地消の取り組みが求められている。

水田面積は309 haで、水稲136.07 ha、花卉3.3 haが作付けされている。水稲について、自家用飯米用として栽培が行われている。花卉については、若手を中心とした栽培が行われている。

土地基盤整備の現状は、水田面積309 haの内すべてで整備が完了しているが、農家の高齢化、農家戸数の減少とともに耕作放棄地なども拡大している現状であるため水路や農道等の地域資源を維持する取組を行うことが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域全体において地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、本地域において機械の協同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続すること及び本地域のうち全域において環境保全型農業に取り組み、生物多様性を保全することにより、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し多面的機能の発揮を図ることを働きかけることとする。

また、認定農業者や集落営農組織の育成を推進し、今後さらに強い農業経営体や新しい担い手の創出に努めていく。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	赤村区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

ア 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の（ア）の指定地域のうち（イ）の要件を満たす農振農用地区域内の農用

地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(7) 対象地域

過疎法指定地域（赤村全域）

(1) 対象農用地

A 急傾斜農用地については、田1 / 20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

B 自然条件により小区画・不整形な田

C 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

D 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）

i 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合 緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする

(高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑(草地含む。)10%以上)

ii 土壌条件が著しく悪い場合

iii その他

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地(棚田地域振興法のみ該当する地域を除く)

(a) 急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

(2) 集落協定の共通事項

設定しない。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて村長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

設定しない。